

## 郡山市訪問型サービス・活動B事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民主体による介護予防・生活支援サービス事業を円滑に実施するために、郡山市訪問型サービス・活動B事業実施要綱（令和7年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）に定めるサービス提供団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱に基づき当該事業に登録する団体とする。

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、実施要綱第9条第2項に定める登録団体決定通知書とする。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、当該補助金に係る領収書その他補助対象経費の支出が確認できる書類とする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。
- (2) 事業の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同一の期間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額	備考
訪問型サービス・活動B 事業に要する経費	サービス利用調整役の人件費（支援者に係る人件費を除く。）、利用者に対し支援を行う者のボランティア活動に対する奨励金、消耗品費、通信運搬費、保険料、会場使用料、講師謝礼、賃借料、燃料費、交通費、光熱水費、印刷製本費、備品購入費その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の全額に相当する額 （1年度当たり18万円を限度とする。）	特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費を除く。